

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 16 日

関 係 各 位

厚生労働省保険局医療課

データ提出の実績が認められた保険医療機関における
データ提出加算（A 2 4 5）の取扱いについて（周知）

標記について、別添にて、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あてに通知を発出しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

保 医 発 0916 第 4 号
令和 8 年 9 月 16 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

データ提出の実績が認められた保険医療機関における
データ提出加算（A 2 4 5）の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）第 1 章第 2 部第 2 節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A 2 4 5 データ提出加算については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 7 号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「施設基準通知」という。）において、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、厚生労働省保険局医療課より事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）の発出を受けた上で、当該施設基準に係る届出を行うこととなっている。

今般、別添の保険医療機関あてにデータ提出事務連絡を発出したことから、当該保険医療機関は、施設基準通知に定める様式 40 の 7「データ提出加算に係る届出書」を届け出ることによって A 2 4 5 データ提出加算の算定が可能となるため、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知を図られたい。

別添

保険医療機関名	住所	
医療法人敬仁会函館おしま病院	040 - 0021	北海道函館市の場町 1 9 番 6 号
江口眼科病院	040 - 0053	北海道函館市末広町 7 番 1 3 号
医療法人ケイ・アイオホーツクリハビリテーション病院	099 - 2102	北海道北見市端野町二区 7 9 3 番地 1
高松病院	034 - 0001	青森県十和田市大字三本木字里ノ沢 1 - 2 4 9
菊池病院	321 - 4216	栃木県芳賀郡益子町大字塙 3 1 6
群馬整肢療護園	370 - 3531	群馬県高崎市足門町 1 4 6 - 1
医療法人それいゆ会四街道さくら病院	284 - 0001	千葉県四街道市大日 5 2 6 - 1
医療法人社団松友会上相原病院	194 - 0211	東京都町田市相原町 5 0 9 8 番地
国立さくら病院	186 - 0002	東京都国立市東一丁目 1 9 番地 1 0
福井病院	910 - 3113	福井県福井市江上町 5 5 - 2 0 - 4
公益財団法人復康会鷹岡病院	419 - 0205	静岡県富士市天間 1 5 8 5
セフィロト病院	526 - 0045	滋賀県長浜市寺田町 2 5 7 番地
医療法人博文会児玉病院	640 - 8342	和歌山県和歌山市友田町 4 丁目 1 3 0 番地
医療法人祐圭会山口よしき病院	753 - 0816	山口県山口市吉敷佐畑 4 丁目 9 番 1 号
坂本病院	742 - 0034	山口県柳井市余田 3 6 2 6 番地 2
むねむら大腸肛門病院	870 - 0844	大分県大分市古国府六丁目 3 番 1 0 号
医療法人心和会潮平病院	904 - 0021	沖縄県沖縄市胡屋 1 - 1 7 - 1